マイナンバー制度・平成27年度税制改正に関する

税務研修会のご案内

2016年1月より始まる番号の利用がマイナンバー制度は、社会保障・税番号制度により国民生活を支える社会的基盤として導入されます。また、平成27年度税制改正関連法が3月31日に国会で成立されました。法人税改革による実効税率の引き下げ地方拠点強化税制などさまざまな税制措置がとられています。本研修会ではマイナンバー制度と税制改正のポイントを解説します。

研修の内容	●マイナンバー制度
	• 番号制度の概要
	• 民間事業者の対応
	●法人税関係
	成長志向に重点を置いた法人税改革
	・法人税率引き下げ
	・課税ベースの拡大等
	• 賃上げの配慮措置
	●その他
日時	平成27年5月13日(水) 15:30~16:30
場 所	勝田記念会館
	(大田原市中田原 2082-3 TEL0287-23-4165)
受 講 料	無料
講師	大田原税務署職員
定員	50名程度
申込方法	下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
申 込 先	大田原商工会議所• (公社) 大田原法人会大田原支部
	〒324-0051 大田原市山の手 1-1-1 皇漢堂ビル
	TEL0287-22-2273 FAX0287-22-7643
	大田原商工会議所・(公社)大田原法人会大田原支部

大田原商工会議所(FAX22-7643) 行 「マイナンバー制度及び税制改正研修会」申込書

平成 年 月 日

事業原	听名	
所 在 地		TEL () FAX ()
参加 者①		参加 者②